

令和 7 年 6 月 5 日

株式会社新日本エネックスに対する
景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社新日本エネックスに対し、同社が供給する蓄電池を含む太陽光発電システム機器及びその導入に係る施工の取引に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社新日本エネックス（以下「新日本エネックス」という。）
（法人番号 8290001069313）
所 在 地 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 7 番 2 2 号
ガーデン博多駅前ビル 7 階
代 表 者 代表取締役 西口 昌宏
設立年月 平成 2 7 年 3 月
資 本 金 5 0 0 0 万円（令和 7 年 5 月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品及び役務

蓄電池を含む太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）及び
その導入に係る施工（以下「本件役務」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

「E N E X」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

イ 課徴金対象行為をした期間

令和 5 年 4 月 1 0 日から同年 5 月 2 9 日までの間

ウ 表示内容（別紙 1－1から別紙 2－2まで）

(ア) 例えば、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「N o . 1 J
MR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「N o . 1
2 0 2 2 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、

「No. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」、「『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』 『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』 『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でNo. 1を取得しました！」等と表示するなど、**別表1**「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、令和4年に、新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」及び「知人に紹介したい蓄電池販売」の3項目（以下「本件3項目①」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、新日本エネックスが販売する本件商品及び新日本エネックスが提供する本件役務に係る本件3項目①の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

- (イ) 例えば、自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するウェブページにおいて、「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」、「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」、「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」、「3部門でNo. 1を獲得しました！」等と表示するなど、**別表2**「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、令和2年に、新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「知人に紹介したい蓄電池販売」及び「顧客満足度」の3項目（以下「本件3項目②」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、新日本エネックスが販売する本件商品及び新日本エネックスが提供する本件役務に係る本件3項目②の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、新日本エネックスが委託した事業者による調査は、本件3項目①及び本件3項目②について、回答者に対し、新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに

新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、新日本エネックス及び特定事業者（委託を受けた当該事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する他の事業者をいう。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記ウの表示は、当該調査の結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

(3) 課徴金対象期間

令和5年4月10日から同年11月29日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

新日本エネックスは、本件商品及び本件役務について、前記(2)ウの表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

新日本エネックスは、令和8年1月6日までに、9989万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1

表示媒体・表示箇所	表示内容
自社ウェブサイトの トップページ	・「N o. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」
自社ウェブサイトの ヘッダー	・「N o. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」 ・「N o. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」 ・「N o. 1」 ・「『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でN o. 1を取得しました！」 (別紙 1 - 1)
自社ウェブサイトの 「お知らせ」と称する ウェブページ	・「N o. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」 ・「N o. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」 ・「N o. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」 ・「N o. 1」 ・「『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でN o. 1を取得しました！」 ・「太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、JMROの調査で『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』でN o. 1を獲得しました！」 ・「2022年9月に太陽光発電・蓄電池販売についてのインターネット調査を実施し、株式会社新日本エネックスが『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売N o. 1』を獲得いたしましたことをご報告いたします。」 (別紙 1 - 2)

別表 2

表示媒体・表示箇所	表示内容
自社ウェブサイトの 「お知らせ」と称す るウェブページ	・「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」 ・「3部門でNo. 1を獲得しました！」 ・「『アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1』『知人に紹介したい蓄電池販売No. 1』『顧客満足度No. 1』及び「以上3部門でNo. 1を獲得しました！」 (別紙2-1)
自社ウェブサイトの 「会社案内」と称す るウェブページ	・「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」 ・「株式会社新日本エネックス No. 1！」 ・「『アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売』、『知人に紹介したい蓄電池販売』、『顧客満足度』の3部門でNo. 1を取得しました！」 (別紙2-2)

「アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」

「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」

「知人に紹介したい蓄電池販売」の3部門でNo.1を取得しました！

アフターフォローも
充実の太陽光発電
蓄電池販売安心して導入できる
太陽光発電・蓄電池
販売知人に紹介したい
蓄電池販売**No.1**

 2022年10月1日～2023年9月30日までの期間
 太陽光発電・蓄電池販売部門
 太陽光発電・蓄電池販売部門
 太陽光発電・蓄電池販売部門

新日本エネックスは、福岡ソフトバンクホークス及びアビスパ福岡のオフィシャルスポンサーです。

ENE_X
 Energy for
Next Generation

9:00 ~ 19:00

日本全国対応いたします！
定休日は既定カレンダーによる

0120-895-735



お問い合わせ



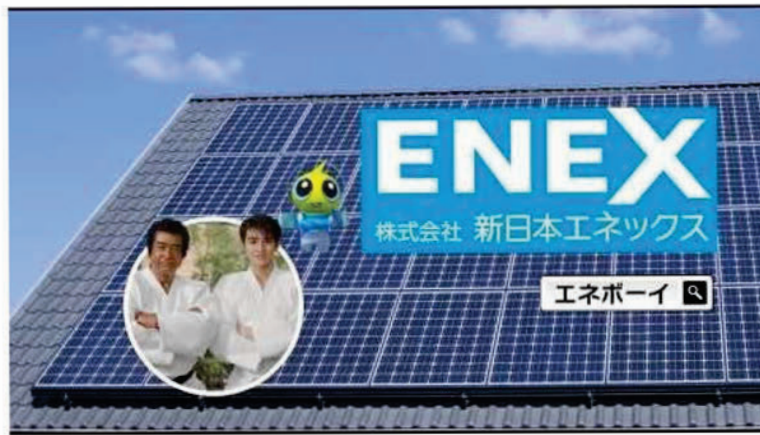
LINE@

[ホーム](#)[製品・サービス](#)[施工事例](#)[お客様の声](#)[お知らせ](#)[ブログ](#)[助成金情報](#)[お役立ち情報](#)[会社案内](#)
 新日本エネックスは
福岡ソフトバンクホークス
アビスパ福岡

 福岡のプロスポーツチームを
 全力で応援します!!

ENE_X
 Energy for
Next Generation


2023年採用特設ページはこちらから



No.1

アワード No.1 2021 JMR
アワード No.1 2022 JMR
アワード No.1 2022 JMR

アフターフォローも 充実の太陽光発電 蓄電池販売
安心して導入できる 太陽光発電・蓄電池販売
知人に紹介したい 蓄電池販売

『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』
『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』
『知人に紹介したい蓄電池販売』の3部門で No.1 を取得しました！

西日本では 弊社だけ！

太陽光発電、蓄電システムのお申し込みで

固定買取価格に **上乗せ** **+2円 +5円 +30円** **最大**

売電価格 **キャンペーン**

ENEX Energy for Next Generation

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

新日本エネックスは持続可能な開発目標 (SDGs) を意識しています。
SDGs の取り組みはこちら

旅唄

新日本エネックスは旅唄を応援してます

「旅唄」とは
日本の観光地とアーティストを
映像で応援するプロジェクトです。

YouTube TABIUTAで検索

太陽光発電、蓄電池のリースはこちらから

初期費用 0円!!



施工事例・お客様の声



もっとみる ▶



2023年05月07日

大分県豊後大野市のM様家でソーラーカーポートを設置いたしました。

大分県豊後大野市のM様宅でPanasonicのスカイポート



2023年03月31日

沖縄県のT様邸にて、太陽光と蓄電池(パナソニック)を設置いたしました。

沖縄県名護市 T様邸にて、パナソニックの太陽光発電システム(



2023年03月04日

沖縄県国頭郡 T様邸にて、ソーラーカーポートを設置させていただきました。

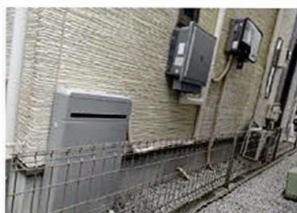
設置したのはソーラーカーポートになります！
①ソーラーカー



2022年12月11日

鹿児島県のM様邸にて、蓄電池システム(長州)を設置いたしました。

鹿児島県鹿屋市 M様邸にて、長州産業の蓄電池システム(9.8k



2022年12月06日

神奈川県横浜市のT様邸にて、オムロンの蓄電池を設置いたしました。

神奈川県横浜市T様邸にて、オムロンの蓄電池6.5kWhを設置



2022年11月20日

佐賀県のN様邸にて、太陽光と蓄電池(長州産業)を設置いたしました。

佐賀県三養基郡 N様邸にて、長州産業の太陽光と蓄電池システム



2022年11月03日

宮崎県のT様邸にて、蓄電池システム(長州)を設置いたしました。

宮崎県宮崎市 T様邸にて、長州産業の蓄電池システム(CB-P



2022年10月31日

鹿児島県のY様邸にて、蓄電池システム(長州)を設置いたしました。

鹿児島県鹿児島市 Y様邸にて、長州産業の蓄電池システム(CB



2022年10月19日

岡山県のY様邸にて、蓄電池システム(オムロン)を設置いたしました。

岡山県岡山市 Y様邸にて、オムロンの蓄電池システム(KPBP

住宅補助金! 実際にあった施工例



もっとみる



メンテナンスでお困りの方へ



太陽光発電のメンテナンス

故障・洗浄・点検依頼



給湯器のメンテナンス

点検 故障 水漏れ

ガス・灯油・電気 など



お知らせ



もっとみる



2023年02月23日

すべて

[福岡市『子ども未来基金』へ寄付により福岡市長から感謝状を授与](#)

全国的に家庭用太陽光発電システムと蓄電池販売を展開している



2023年02月16日

すべて

[令和4年度6月 新日本エネックス岡山営業所を開設致しました。](#)

令和4年度6月、弊社新日本エネックスは岡山県岡山市にショール



2023年02月01日

すべて

[日本政府より『紺綬褒章』を受章『福岡県赤い羽根共同募金』への寄附の功績により](#)

この度、株式会社新日本エネックスは日本政府より『福岡県赤い羽



2023年01月05日

すべて

[新日本エネックス協賛の新春初夢若松サッカー大会が今年度も開催されました](#)

弊社株式会社新日本エネックスが主催協賛いたしました、第13回



株式会社 新日本エネックス
2022年版「働きがいのある会社」に認定
Great Place to Work® Institute Japan

2022年12月07日

すべて

[Great Place to Work®主催 2022年版「働きがいのある会社」で、働きがい認定企業として認定されました](#)

この度、Great Place to Work® Inst



2022年11月22日

すべて

[太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、JMBOの調査で『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』でNo.1を獲得しました！](#)

2022年9月に太陽光発電・蓄電池販売についてのインターネット



よく読まれている記事



もっとみる



2022年04月10日

令和4年4月1日 入社式を執り行いました。...

新卒社員の採用を始めて2回目の入社式がこの日行われ新卒社員、中途社員を合わせて16名が新たに...



2021年01月06日

増収率ランキング No.1☆...

日本流通産業新聞にて、2020年度の訪問販売実施企業の売上高・増収率ランキングが公表されました。...



2023年02月23日

福岡市『こども未来基金』へ寄付により福岡市長から感謝...

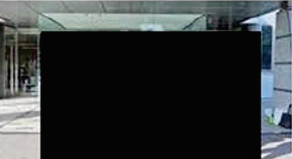
全国的に家庭用太陽光発電システムと蓄電池販売を展開している(株)新日本エネックスは、福岡市で設置されています...



2020年06月22日

3部門でNo.1を獲得しました!...

「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No.1」「知人に紹介したい蓄電池販売No.1」...



2021年03月22日

長州産業工場見学に行ってきました!...

新日本エネックスが多く取り扱わせていただいております太陽光発電と蓄電池のメーカーである長州産業様へ工場見学に...



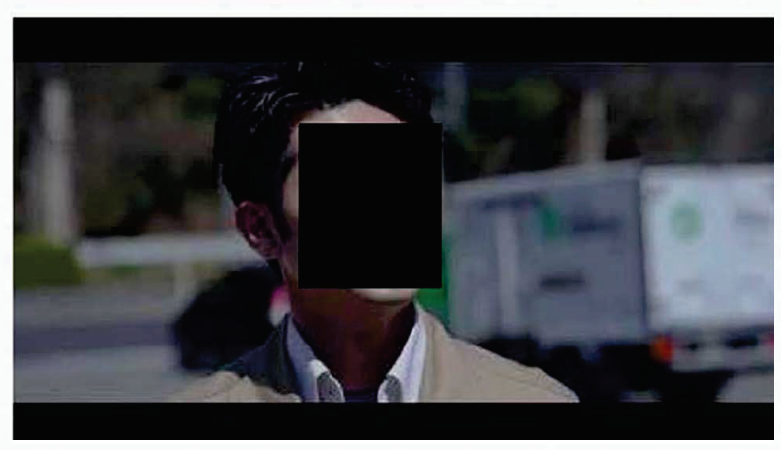
2022年11月22日

太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、J... No.1

2022年9月に太陽光発電・蓄電池販売についてのインターネット調査を実施し、株式会社新日本エネックスが『安心...』

マンガで紹介

博多太陽光発電ものがたり >



新日本エネックスが
選ばれる
5つの理由

ENEX
Energy for
Next Generation
株式会社
新日本エネックス



\ 博多にあります! /

新日本エネックス
会社概要



ご相談はこちらから
日本全国受付中!



0120-895-735 9:00 ~ 19:00
定休日は既定カレンダーによる

メールからのご連絡も承ります。

メールによるお問い合わせはコチラ

ホーム

製品・サービス

マンガで紹介
博多太陽光
発電ものがたり

施工事例

太陽光発電システム
IHクッキングヒーター
エコキュート
蓄電池
水廻りリフォーム
屋根工事・塗装工事
外構工事
雨漏り修理
その他

メンテナンス

太陽光発電のメンテナンス
給湯器のメンテナンス
お知らせ
イベント情報
お得情報
エコポイント
補助金
ネットビックス
ニュース
ブログ
助成金情報
お役立ち情報

会社案内

代表挨拶
企業概要
採用情報
協力店募集
(工務店様・営業会社様)
お問い合わせ
LINEで相談
プライバシーポリシー

ご相談窓口

Google mapでみる



〈株式会社 新日本エネックス〉
福岡県福岡市博多区博多駅前3-27-22ガーデン博多駅前ビル7
階



© NJ-ENEX Co., Ltd. ALL RIGHTS RESERVED

「アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」
「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」
「知人に紹介したい蓄電池販売」、の3部門でNo.1を取得しました！

No.1

新日本エネックスは、福岡ソフトバンクホークス及びアビスパ福岡のオフィシャルスポンサーです。

Energy for
Next Generation

日本全国対応いたします！
9:00 ~ 19:00 定休日は既定カレンダーによる

0120-895-735

お問い合わせ

LINE@

ホーム

製品・サービス

施工事例

お客様の声

お知らせ

ブログ

助成金情報

お役立ち情報

会社案内

ホーム

お知らせ

すべて

太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、JMROの調査で『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』でNo.1を獲得しました！

お知らせ

● すべて

● お客様インタビュー動画

● 社員ブログ

● お客様の声

● エコポイント

● 補助金

● トピックス

● すべて

● ニュース

● ブログ

2022年11月22日
すべて

株式会社 新日本エネックス



アフターフォローも
充実の太陽光発電
蓄電池販売



安心して導入できる
太陽光発電・蓄電池販売



知人に紹介したい
蓄電池販売

No.1

調査機関 2022年9月 第1ラウンドのインターネット調査
調査対象 日本7都府県インフラ事業者 調査
調査期間 2022年9月13日～2022年9月3日
調査方法 インターネットでのアンケート調査
※本調査は新日本エネックスのウェブサイトを通じて実施し、集計しております。
※本サイトの利用規約は掲載してありません。
※調査結果等は公表するものではありません。 / 掲載が正確な限り限り、7/24-2022

『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』
『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』
『知人に紹介したい蓄電池販売』の3部門で No.1 を取得しました！

太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、JMROの調査で『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』で No.1 を獲得しました！

2022年9月に太陽光発電・蓄電池販売についてのインターネット調査を実施し、株式会社新日本エネックスが『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売 No.1』を獲得いたしましたことをご報告いたします。

ご自宅の“エネルギーの最適化”をご提案する新日本エネックスは、太陽光・蓄電システムなどの住宅エネルギー関連機器を扱う販売店であると同時に、光熱費の削減のご提案や固定価格買取制度（FIT制度）終了後の発電した電気の使用用途をご提案し、ご自宅の『エネルギーの最適化』のご提案を行っております。

引き続き、皆さまにご満足いただきより良い生活をご提案できるように尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

前へ
次へ



ご相談はこちらから
日本全国受付中!

 **0120-895-735** 9:00 ~ 19:00
定休日は既定カレンダーによる

メールからのご連絡も承ります。

メールによるお問い合わせはこちら

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ホーム 製品・サービス <ul style="list-style-type: none"> マンガでご紹介
博多太陽光
発電ものがたり | <ul style="list-style-type: none"> 施工事例 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム ヒートポンプ・ヒーター エコキュート 蓄電池 水廻りリフォーム 屋根工事・塗装工事 外構工事 雨漏り修理 その他 | <ul style="list-style-type: none"> メンテナンス <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電のメンテナンス 給湯器のメンテナンス お知らせ <ul style="list-style-type: none"> イベント情報 お得情報 エコポイント 補助金 トピックス ニュース ブログ 助成金情報 お役立ち情報 | <ul style="list-style-type: none"> 会社案内 <ul style="list-style-type: none"> 代表挨拶 企業概要 業用情報 協力店募集
(工務店様・営業会社様) お問い合わせ LINEで相談 プライバシーポリシー |
|---|--|--|---|



「アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」
「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」
「知人に紹介したい蓄電池販売」の3部門でNo.1を取得しました！



新日本エネックスは、福岡ソフトバンクホークス及びアビスパ福岡のオフィシャルスポンサーです。

ENEX
Energy for
Next Generation

日本全国対応いたします！
9:00 ~ 19:00 定休日は既定カレンダーによる
0120-895-735



ホーム | 製品・サービス | 施工事例 | お客様の声 | お知らせ | ブログ | 助成金情報 | お役立ち情報 | 会社案内

ホーム > お知らせ > ブログ > 3部門でNo.1を獲得しました！



- すべて
- お客様インタビュー動画
- 社員ブログ
- お客様の声
- エコポイント
- 補助金
- トピックス
- すべて
- ニュース
- ブログ

2020年06月22日



3部門でNo.1を獲得しました！

「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No.1」
「知人に紹介したい蓄電池販売No.1」
「顧客満足度No.1」

日本マーケティングリサーチ機構調べ
調査概要：2020年3月期 ブランドのイメージ調査

以上3部門でNo.1を獲得しました！

まだまだ設立6年目に入ったばかりの若い会社ではありますが、多くのお客様に関わり、そしてご満足いただいていることがこうした形として得ることができました。

暑い日も寒い日も雨の日も現場に走ったスタッフと、それを支えた内勤スタッフ、関わってくださるお取引様、そして何よりも一番はお客様の方々のおかげでございます。

本当にありがとうございます！

これからたくさんのNo.1を取得するためにもスタッフ一同ますます身に力はいります。

前へ

次へ



ご相談はこちらから
日本全国受付中！

 **0120-895-735** 9:00 ~ 19:00
定休日は既定カレンダーによる

メールからのご連絡も承ります。

メールによるお問い合わせはこちら

- ▶ ホーム
- ▶ 製品・サービス
 - ▶ 太陽光発電システム
 - ▶ IHクッキングヒーター
 - ▶ エコキュート
 - ▶ 蓄電池
 - ▶ 水廻りリフォーム
 - ▶ 屋根工事・塗装工事
 - ▶ 外構工事
 - ▶ 雨漏り修理
 - ▶ その他
- ▶ マンガで紹介
博多太陽光
発電ものがたり
- ▶ 施工事例
 - ▶ 太陽光発電のメンテナンス
 - ▶ IHクッキングヒーター
 - ▶ エコキュート
 - ▶ 蓄電池
 - ▶ 水廻りリフォーム
 - ▶ 屋根工事・塗装工事
 - ▶ 外構工事
 - ▶ 雨漏り修理
 - ▶ その他
- ▶ メンテナンス
 - ▶ 太陽光発電のメンテナンス
 - ▶ 給湯器のメンテナンス
 - ▶ お知らせ
 - ▶ イベント情報
 - ▶ お得情報
 - ▶ エコポイント
 - ▶ 補助金
 - ▶ トピックス
 - ▶ ニュース
 - ▶ ブログ
 - ▶ 助成金情報
 - ▶ お役立ち情報
- ▶ 会社案内
 - ▶ 代表挨拶
 - ▶ 企業概要
 - ▶ 採用情報
 - ▶ 協力店募集
(工務店様・営業会社様)
 - ▶ お問い合わせ
 - ▶ LINEで相談
 - ▶ プライバシーポリシー



「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」
 「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」
 「知人に紹介したい蓄電池販売」の3部門で No.1 を取得しました！



新日本エネックスは、福岡ソフトバンクホークス及びアビスパ福岡のオフィシャルスポンサーです。

ENEX
 Energy for
 Next Generation

日本全国対応いたします！
 9:00 ~ 19:00 定休日は既定カレンダーによる
 0120-895-735

お問い合わせ

LINE@

[ホーム](#) | [製品・サービス](#) | [施工事例](#) | [お客様の声](#) | [お知らせ](#) | [ブログ](#) | [助成金情報](#) | [お役立ち情報](#) | [会社案内](#)

[ホーム](#) > [会社案内](#)

会社案内

Mission

縁のある人の幸せに貢献し、
 幸福の輪を広げる。

Vision

世界を再生可能エネルギーで
 INNOVATION する。

Value

INDEPENDENCE (主体性&自立)
 CHALLENGE (挑戦こそ成長)
 SPEED (即断・即実行・即検証)
 HONEST (誠実に生きる)
 PROFESSIONAL (極める)



アフターフォローも
 充実の太陽光発電・
 蓄電池販売 No.1



知人に紹介したい
 蓄電池販売 No.1



顧客満足度
 No.1

株式会社 新日本エネックス

No.1!

※日本マーケティングリサーチ機構調べ
 調査年度2020年3月期 ブランドのイメージ調査

「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、
 「知人に紹介したい蓄電池販売」、「顧客満足度」の3部門で **No.1** を取得しました！

代表挨拶

ENEX
Energy for
Next Generation
株式会社
新日本エネックス

会社概要



採用情報



協力店募集



メディア掲載



営業所紹介



福岡本社



佐賀サテライト



香川営業所



岡山支店／ショールーム



島根営業所



東京営業所



宮崎支店



博多支店／ショールーム併用



沖縄営業所



鹿児島ショールーム



ENEX SHOW ROOM

博多駅の近くにショールームがございます

太陽光パネル、蓄電システムを実際にご覧いただけますので要予約の上お気軽にお越しください



新日本エネックスの

ゼロ円太陽光発電システム

設置やメンテナンス費用も、**完全無料の0円**太陽光システム

ご相談はこちらから
日本全国受付中！

0120-895-735 9:00 ~ 19:00
定休日は既定カレンダーによる

メールからのご連絡も承ります。

メールによるお問い合わせはコチラ

- ホーム
- 製品・サービス
 - 太陽光発電システム
 - IHクッキングヒーター
 - エコキュート
 - 蓄電池
 - 水廻りリフォーム
 - 屋根工事・塗装工事
 - 外構工事
 - 雨漏り修理
 - その他
- マンガでご紹介
博多太陽光
発電ものがたり
- 施工事例
 - 太陽光発電のメンテナンス
 - 給湯器のメンテナンス
- メンテナンス
 - お知らせ
 - イベント情報
 - お得情報
 - エコポイント
 - 補助金
 - トピックス
 - ニュース
 - ブログ
 - 助成金情報
 - お役立ち情報
- 会社案内
 - 代表挨拶
 - 企業概要
 - 採用情報
 - 協力店募集
(工務店様・営業会社様)
 - お問い合わせ
 - LINEで相談
 - プライバシーポリシー

ご相談窓口

Google mapでみる



〈株式会社 新日本エネックス〉
福岡県福岡市博多区博多駅前3-27-22ガーデン博多駅前ビル7
階



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

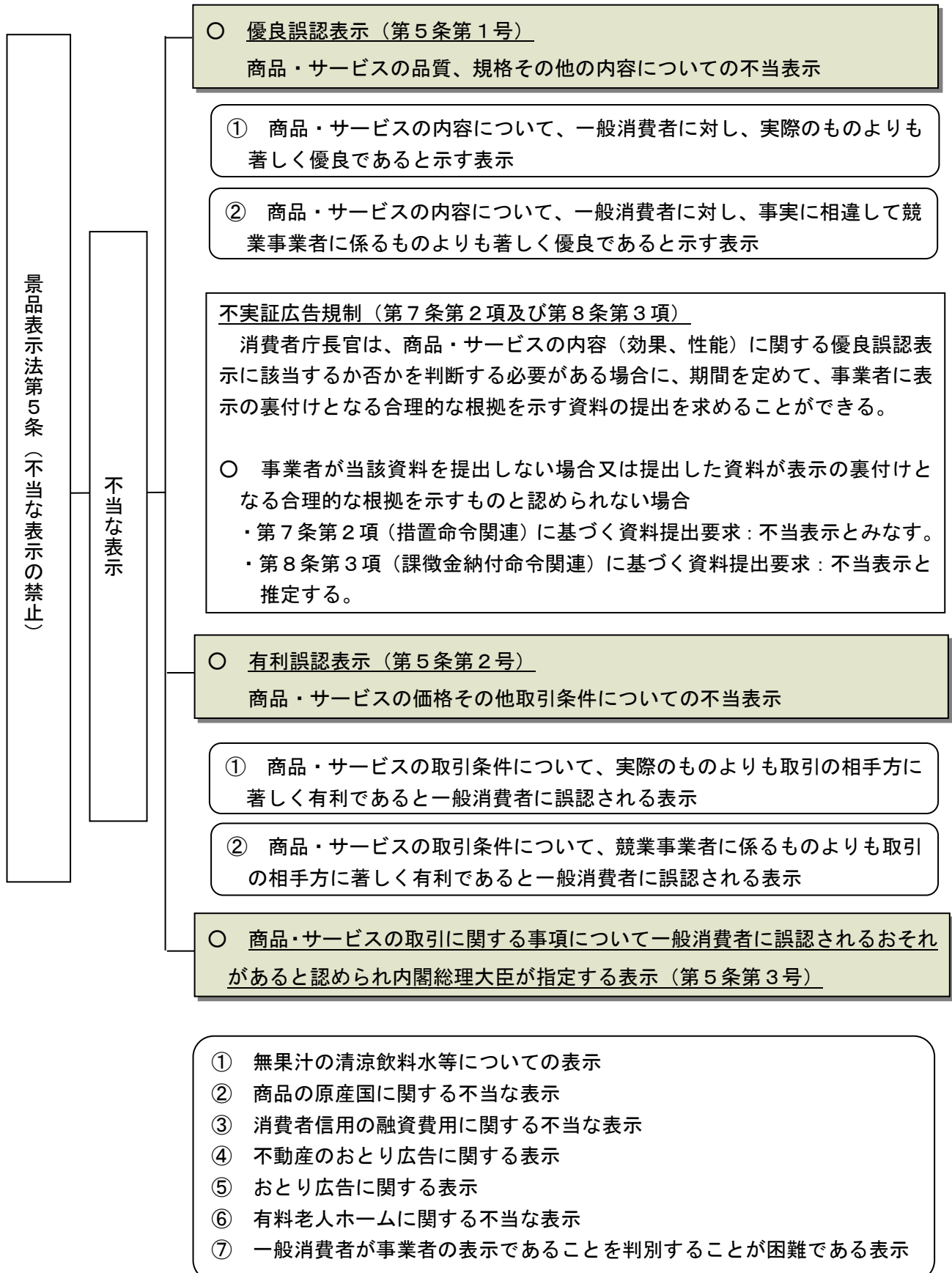
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる※。

※基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告



賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1044号
令和7年6月5日

株式会社新日本エネックス
代表取締役 西口 昌宏 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する蓄電池を含む太陽光発電システム機器(以下「本件商品」という。)及びその導入に係る施工(以下「本件役務」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社新日本エネックス(以下「新日本エネックス」という。)は、課徴金として金9989万円を令和8年1月6日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、新日本エネックスは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品及び役務は、本件商品及び本件役務である。

イ(ア) 新日本エネックスが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和5年4月10日から同年5月29日までの間である。

(イ) 本件商品及び本件役務について、新日本エネックスが前記1の課徴金対象行為

をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、令和5年11月29日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和5年4月10日から同年11月29日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品及び本件役務に係る新日本エネックスの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、33億2979万6494円である。

エ 新日本エネックスは、別紙中の4(1)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、新日本エネックスが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品及び本件役務の売上額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した9989万円である。

よって、新日本エネックスに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実、次のとおりである。

- 1 株式会社新日本エネックス（以下「新日本エネックス」という。）は、福岡市博多区博多駅前三丁目27番22号ガーデン博多駅前ビル7階に本店を置き、太陽光発電システム機器を含む住宅設備機器の販売、設置工事等を営む事業者である。
- 2 新日本エネックスは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売し、本件商品の導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 新日本エネックスは、本件商品及び本件役務に係る「E N E X」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) 新日本エネックスは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月15日、同月18日及び同月29日に、
 - ア 例えば、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「No. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「No. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、「No. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」、「『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』 『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』 『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でNo. 1を取得しました！」等と表示するなど、別表1「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、令和4年に、新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」及び「知人に紹介したい蓄電池販売」の3項目（以下「本件3項目①」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、新日本エネックスが販売する本件商品及び新日本エネックスが提供する本件役務に係る本件3項目①の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
 - イ 例えば、自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するウェブページにおいて、「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」、「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」、「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」、「3部門でNo. 1を獲得しました！」等と表示するなど、別表2「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、令和2年に、

新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売」、「知人に紹介したい蓄電池販売」及び「顧客満足度」の３項目（以下「本件３項目②」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、新日本エネックスが販売する本件商品及び新日本エネックスが提供する本件役務に係る本件３項目②の順位がそれぞれ第１位であるかのように示す表示をしていた。

- (2) 実際には、新日本エネックスが委託した事業者による調査は、本件３項目①及び本件３項目②について、回答者に対し、新日本エネックスが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに新日本エネックスが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、新日本エネックス及び特定事業者（委託を受けた当該事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する他の事業者をいう。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査の結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

別表 1

表示媒体・ 表示箇所	表示内容
自社ウェブ サイトのト ップページ	・「No. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」 ・「No. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」 ・「No. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」
自社ウェブ サイトのヘ ッダー	・「No. 1」 ・『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でNo. 1を取得しました！」 (別添写し1)
自社ウェブ サイトの 「お知らせ」と称す るウェブ ページ	・「No. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」 ・「No. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」 ・「No. 1 2022 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売」 ・「No. 1」 ・『アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売』『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』『知人に紹介したい蓄電池販売』、の3部門でNo. 1を取得しました！」 ・「太陽光発電・蓄電池販売を行う新日本エネックスが、JMROの調査で『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売』でNo. 1を獲得しました！」 ・「2022年9月に太陽光発電・蓄電池販売についてのインターネット調査を実施し、株式会社新日本エネックスが『安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売No. 1』を獲得いたしましたことをご報告いたします。」 (別添写し2)

別表 2

表示媒体・ 表示箇所	表示内容
自社ウェブ サイトの 「お知らせ」と称す るウェブ ページ	・「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」 ・「3部門でNo. 1を獲得しました！」 ・『アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1』『知人に紹介したい蓄電池販売No. 1』『顧客満足度No. 1』及び「以上3部門でNo. 1を獲得しました！」 (別添写し3)
自社ウェブ サイトの 「会社案内」と称す るウェブ ページ	・「No. 1 2020 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 知人に紹介したい蓄電池販売No. 1」 ・「No. 1 2020 JMR 顧客満足度No. 1」 ・「株式会社新日本エネックス No. 1！」 ・『アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売』、『知人に紹介したい蓄電池販売』、『顧客満足度』の3部門でNo. 1を取得しました！」 (別添写し4)